

平成28年度の推進上の課題と推進方針

実績からみた成果と課題

<成果>

- ・事業活用が拡大
※貸付面積:H27の約3倍、新規集積面積:H27の約8倍

<課題>

- ・県集積目標に対し新規集積が十分でない。(県目標の約18%)
- ・中山間地域での活用が少ない。

推進上の課題

1 推進体制

- ・地域事情に精通したコーディネート人材等が不足。
- ・推進活動に市町村格差がある。

2 事業運用

- ・10年以上の貸付けへの抵抗感を持つ出し手が多い。
- ・受け手登録がなくマッチングが先送りになるケースがある。
- ・事務手続が煩雑

3 貸付け農地の不足

- ・制度の浸透不足等から出し手からの申出が少ない。

4 地域の話合いに基づく取組みの不足

- ・出し手の個別申出を待つ取組みのみでは、まとまった農地集積にはつながらない。
- ・出し手と受け手ニーズのミスマッチも発生。

5 受け手メリットの不足

- ・担い手の事業活用意欲が低い。

6 中山間地域でマッチングが進まない

- ・受け手が不足。
- ・利用条件が悪い(畦畔が大きい、小区画等)農地が多い。

国の情勢等

○農業委員会法の改正

農地利用最適化推進員の 신설、農地集積業務の必須化

○機構集積協力金制度の見直し

新規集積に対する県配分と交付基準作成

○農地税制の見直し

遊休農地への課税強化と機構貸付農地への軽減

○機構法省令改正

農用地利用配分計画への登記簿添付不要

H28事業計画

<借受け・貸付け計画(目標)>

借受け面積 2,550ha、貸付け面積 2,500ha

H28推進取組(改善点等)

1 推進体制の強化

- 農業委員会組織との連携強化
・機構・農業会議のワンフロアー化による連携強化
・農地利用最適化推進委員と連携した推進活動の展開
・農業会議所管担い手団体との連携強化
- 市町村別取組みの点検・評価と推進活動の全県的な底上げ
- 関係機関で組織する推進チーム活動の強化

※県の支援・取組を含む
※____は新規・拡充

2 事業運用の改善

- 貸借等期間の短縮、担い手公募期間の延長
- 手続書類の削減と事務処理システムの本格運用開始

3 啓発活動の強化

- 農地集積啓発月間の設定(夏・冬)などによる集中的な広報活動の実施
- 理事長自らが地域に足を運んだ推進活動の実施

4 地域の話合いに基づく推進活動の強化

- 重点推進地域を設置した推進活動の強化(36地区→40地区以上)
- 地域の話合い経費への支援の実施(県・新規)
・視察、研修経費等として定額支援(10地区)
- 優良取組事例集の作成による横展開の実施

5 受け手への支援強化

- 新規集積に取り組むモデル地域の担い手に対する支援強化(県・拡充)
・機械導入等経費を定額支援(25市町村→40市町村)

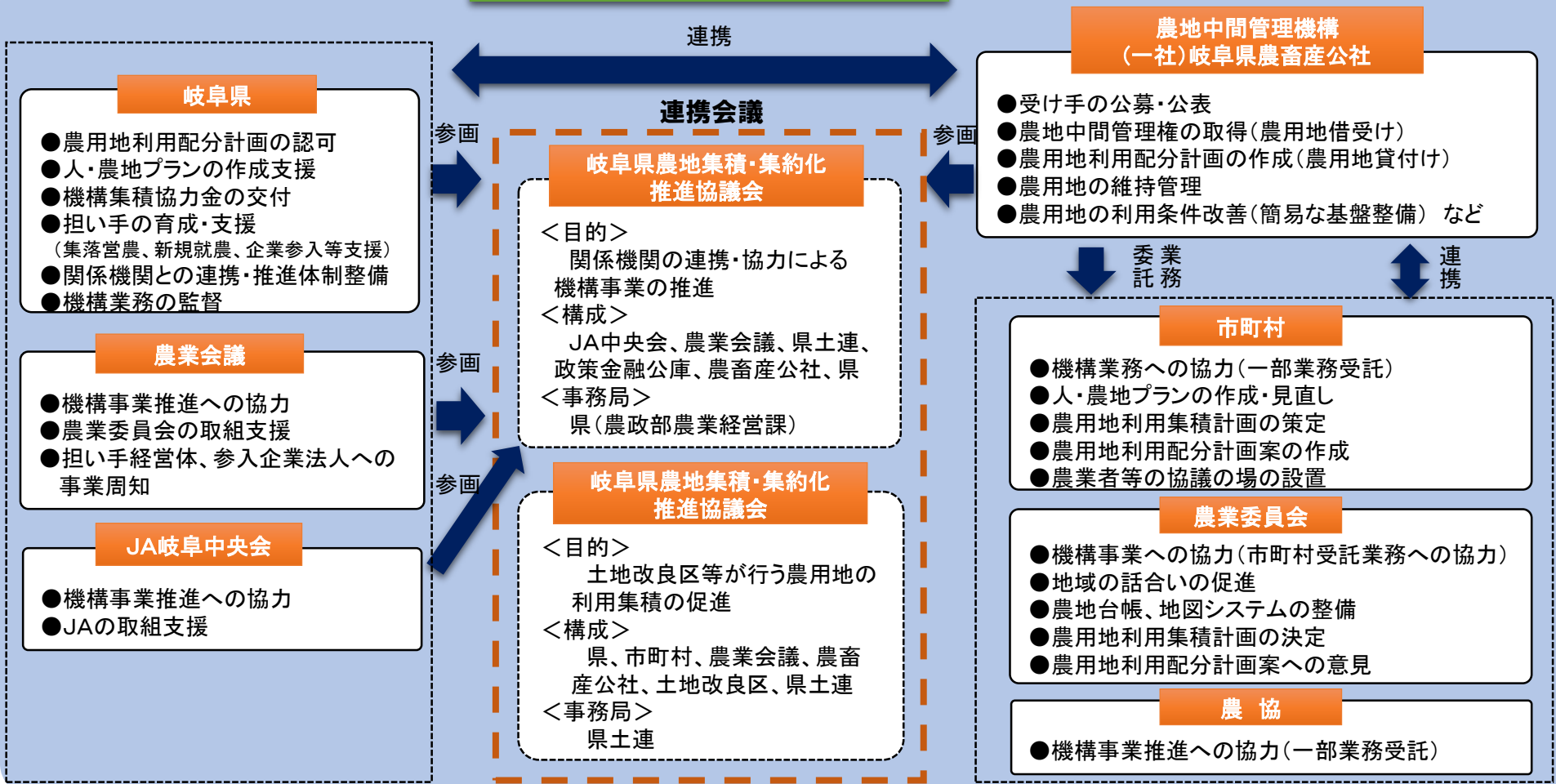
6 中山間地域におけるマッチング推進

- 新規就農者や集落営農組織・法人の育成強化
・新規就農研修施設の設置拡大、集落営農アドバイザーの派遣実施など
- 企業参入など地域外の担い手発掘
・企業等参入が可能な地域・農地のリスト化と情報発信
- 畦畔管理労力の削減を図るモデル地域への支援の実施や新たな管理技術の開発(県・継続)
- 重点推進地域内で実施される基盤整備事業への支援強化(県・拡充)
・地元負担軽減、面積要件緩和

7 制度見直し等への対応

- 協力金交付基準作成(県)と基準の周知徹底
- 農地税制見直しの周知徹底

農地中間管理事業の推進体制



農地中間管理事業に係る連携に関する協定（締結日：平成28年10月19日）

【協定締結者】

- ①農地中間管理機構(農畜産公社)、②農業委員会ネットワーク機構(農業会議)、担い手農業者組織4団体(③県法人協会、④県稲作経営者会議、⑤県稲作経営者会議青年部、⑥県農業参入法人連絡協議会)

【協定による具体的な取組内容】

- ・担い手農業者に対する農地中間管理事業の活用誘導
- ・農業委員会による担い手農業者と農地所有者との話合いの促進
- ・定期的な意見交換会の開催